

財団法人 西原育英文化事業団 奨学規定

第1章 総則

通則

第1条 財団法人西原育英文化事業団（以下財団という）寄付行為第32条の規程に基づきこの規程を定める。

奨学生の資格

第2条 財団の奨学生となるものは、日本国民であつて、高等学校、大学又は大学院に在学し、学業、人物ともに優秀かつ健康であつて、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

奨学生の種類

第3条 奨学生の種類は次に掲げるものとする。

- 1 高等学校奨学生
 - 2 大学奨学生
 - 3 特別奨学生
2. 前項第3号の特別奨学生とは、一般有為子弟のうち、環境・資源問題に関する研究に携わる学部学生および、大学院生のうち将来環境・資源問題研究の発展に寄与すると認められる者をいう。

奨学金の貸与期間および金額

第4条 奨学金を貸与する期間は、正規の最短就業期間とする。

2. 前項の期間中に貸与する学資金の額は、次のとおりとする。

高等学校奨学生	月額 13,000 円
大学奨学生	月額 30,000 円
特別奨学生	月額 50,000 円

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

奨学生願書および奨学生推薦書の提出

第5条 奨学生志望者は、連帯保証人と連署した財団宛の奨学生願書に、在学学校長の推薦書および在学証明書添えて財団に提出するものとする。

2. 連帯保証人は、本人が未成年の場合はその保護者、成年者の場合は父母兄弟またはこれに代わるものでなければならない。

奨学生の採用

第6条 奨学生の採用は、理事および学識経験者10名をもって構成する奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学校を經由して本人に通知する。

2. 奨学生選考委員には、学識経験を過半数以上含むものとする。

奨学金の交付

第7条 学資金は、一ヵ月分あて交付することを常例とし、特別の事情があるときは、2ヵ月分以上をあわせて交付することができる。

2. 学資金の交付は、直接本人に送金して行うものとする。

学資金受領書の提出

第8条 学資金の交付を受けた奨学生は、そのつど、ただちに学資金受領書を提出しなければならない。

学業成績および生活状況の報告

第9条 奨学生は、毎年度末学業成績表および生活状況報告書を理事長宛提出しなければならない。

異動届出

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合には、連帯保証人と連署のうえ、直ちに届け出なければならない。

- 1 休学、復学、転学又は退学したとき
 - 2 停学その他の処分を受けたとき
 - 3 連帯保証人を変更したとき
 - 4 本人または連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
2. 奨学生であった者が、学資金の返還完了前に前項第3号または第4号に該当するときは、前項に準じて届け出なければならない。

学資金の休止

第11条 奨学生が休学したまたは長期にわたって欠席したときは奨学金の交付を休止する。

2. 奨学生の学業または性行などの状況により補導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止することがある。

奨学金の復活

第12条 前条の規程により学資金の交付を休止また停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

第13条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃

止することがある。

- 1 傷病疾病などのために成業の見込みがなくなったとき
- 2 学業成績または操行が不良となったとき
- 3 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- 4 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- 5 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- 6 その他第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

奨学金の辞退

第14条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

奨学金借用証書の提出

第15条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の金額について、奨学金借用書を作成し、連帯保証人と連署のうえ、直ちに提出しなければならない。

- 1 卒業もしくは修了により奨学金貸与期間が満了したとき
- 2 第13条の規程により学資金の交付を廃止されたとき
- 3 退学したとき
- 4 奨学金を辞退したとき

奨学金の利息

第16条 奨学金の貸与は、無利息とする。

第3章 奨学金の返還及び猶予

奨学金の返還

第17条 奨学生が第15条各号の一に該当するときは、貸与の終了した月の翌月から起算して12ヵ月を経過した後、大学奨学生においては20年以内に、高等学校奨学生においては10年以内に、貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。

2. 前項の奨学金の返還は年賦、月賦またはその他の一年以内の割賦の方法によらなければならない。ただし、奨学生であった者の都合により、いつでも繰り上げ返還することができる。
3. 前2項の規程にかかわらず、学資金の貸与を受けたものが、次の各号の一に該当する場合は、貸与した奨学金の全部または一部につき、繰上げ償還させることがある。
 - 1 奨学金を貸与の目的以外に使用したとき
 - 2 いつわりの申請その他の不正の手段によって貸与を受けたとき
 - 3 返還金の支払いを怠ったとき

奨学金の返還猶予

第 18 条 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、願出によって学資金の返還を猶予することがある。

- 1 災害によって損害をこうむったため返還が困難となったとき
 - 2 傷病により返還が困難となったとき
 - 3 高校、大学、大学院またはこれらと同程度の学校に在学するとき
 - 4 医学実地修練に従事するとき
 - 5 外国にあつて学校に在学または研究に従事するとき
 - 6 その他、真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき
2. 返還猶予の期間は、前項第 3 号または 4 号に該当するときはその事由の継続中とする。その他の各号の一に該当するときは一年以内とし、さらに事由が継続するときは、願出により重ねて一年ずつ延長することができる。ただし、第 5 号または第 6 号に該当するときは、通じて 5 年を限度とする。

返還猶予の願出

第 19 条 返還金の返還猶予を受けようとする者は、その事由に応じてそれぞれ証明することのできる書類を添付し連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

返還猶予の決定

第 20 条 奨学金の返還猶予願の提出があつたときは、理事長において、審査決定し、その結果を本人に通知する。

奨学生であった者の届出

第 21 条 奨学生が第 15 条第 1 項各号の一に該当するときは、6 ヶ月以内にその住所および職業を届け出なければならない。

2. 奨学生であった者が高等学校、大学または大学院に入学したときは在学証明書を添えてただちに届け出なければならない。
3. 奨学生であった者が、学資金返還完了前に氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があつたときは、ただちに届け出なければならない。
4. 奨学生であったものは、その連帯保証人もしくは保証人を変更したとき、またはそれらの氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があつたときは、ただちに届け出なければならない。

死亡の届出

第 22 条 奨学生が死亡したときは、相続人または連帯保証人は死亡診断書を添えて在学中の学校長を経てただちに死亡届を提出しなければならない。

2. 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人または連帯保証人は死亡診断書を添えてただちに死亡届を提出しなければならない。

第4章 学資金の返還免除

学資金の免除

第23条 奨学生または奨学生であったものが、次の各号に該当するときは、理事会の承認を得て奨学金の全部または一部の返還を免除することができる。

- 1 本人死亡のとき
- 2 本人が心身の障害によって労働能力を喪失したとき
- 3 高校奨学生が、引続き大学奨学生あるいは特別奨学生として奨学金をうけたとき
- 4 奨学生であった者が、国家研究機関において研究に従事したとき
- 5 前各号のほか理事会において適当と認めるとき

返還免除の願出

第24条 学資金の返還免除を受けようとするときは、本人または相続人は、連帯保証人と連著のうえ、次の各号の書類を添付し学資金返還免除願を提出しなければならない。

- 1 死亡によるときは戸籍抄本、心身の障害によるときにはその事実および程度を証する医師または歯科医師の診断書
- 2 その他によるときは、返還免除の事由を証する書類

返還免除願出の期限

第25条 学資金返還免除願は返還免除の事由が生じたときから1年以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情があったと認められるときは、更に一年以内その期限を延長することができる。

返還免除の決定

第26条 学資金返還免除の願出があったときは、理事長において審査決定し、その結果を本人、相続人または連帯保証人に通知する。

第5章 奨学生の補導

奨学生の補導

第27条 奨学生を将来社会有用の人材として育成するために必要な一般教養の高揚その他の指導および奨学生の学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

第6章 補則

実施細目

第28条 この規程の実施について必要な事項には、別にこれを定める。

付則

この奨学規程の変更は、文部大臣の承認の日から施行し、平成3年4月1日より適用する。ただし、平成3年3月31日以前に奨学生として採用されたものにたいする奨学金の額は、第4条2の規程にかかわらず、従前の額とする。